
令和3年第2回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年2月8日(月) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 本庁 3階 3-3会議室
3. 出席委員 14(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局 事務局長 鍛冶 孝広
事務局 江本 昭二郎
柴田 歩美

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第3号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第4号 農地法第4条の規程による許可申請について
- 第4 議案第5号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第5 議案第6号 農地利用最適化推進委員の辞任願について
- 第6 議案第7号 令和2年度農地利用集積（配分）計画書（案）について
- 第7 報告事項
- 第8 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和3年 第2回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、14名です。定足数に達しています。ただいまから令和3年第2回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、5番：横山委員と6番：西田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第3号の1、申請人： ██████████
██████さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては、安武上方集会所から南西に440m程行った所にある農地です。今回、所有者の ██████████ 在住の ██████████ さんが、██████████さんに売買し、農地管理を任せます。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第3号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第3号の2、申請人：[]さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

2番（宮野委員）

この案件につきましては、セブンイレブン椎田湊店から南東に320mと干拓池から北西に420m程行ったところにある農地です。今回、所有者の[] []在住の[]さんが、[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第3号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第2、議案第3号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第3号の3、申請人：[]さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員）

この案件につきましては、上岩丸公民館から南西510m周辺と760m程行ったところにある農地です。今回、所有者の[] []在住の[]さんが、[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第3号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第3号の4、申請人：■■■■さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては、城井ふるさと村から北に140m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第3号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第3号の5、申請人：■■■■さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては、福間保育園から東320m周辺と南西に145mと西に550㎡程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんが、■■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの5番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第3号の5については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第3号の5、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第4号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
議案第4号の1、申請人：■■■■■さんの件については、私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくてはいけません、議事進行上そのまま私が進行してよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） それでは、説明に移ります。

議長（蛭崎会長） この案件につきましては、正毛田団地から南に200m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんが申請地を駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。始末書の添付もごさいます。農地法第4条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議の程お願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第4号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第4号の1、農地法第4条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第5号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第5号の1、申請人：■■■■
■■■■さんの件について、奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましては、奈古農業集落センターから北西に210m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、■■■■
■■■■さんに、■■■■在住の■■■■さんが土地を売買し、太陽光発電設備にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第5号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第5号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。
続きまして、議案第5号の2、申請人：■■■■さんの件についても、私が確認しておりますので、説明いたします。

議長（蛭崎会長） この案件につきましては、正毛田団地から南に200m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の■■■■さんに、■■■■在住の■■■■さんが土地を贈与し、駐車場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第5号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第4、議案第5号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第5、議案第6号

議長（蛭崎会長） 日程第5、議案第6号「農地利用最適化推進委員の辞職願について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 【 説明 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第7号

議長（蛭崎会長） 日程第6、議案第7号「令和2年度農地利用集積（配分）計画書（案）について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第7、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第7、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】

1. 農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件
2. 農業耕作者・管理者名義変更届出 4件
3. 農地法施行規則第29条第1項届出 0件
4. 農地改良行為届出 1件

議長（蛭崎会長） ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。


議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和3年第2回築上町農業委員会定例総会の議事はすべて終了しました。これにて閉会といたします。

令和 3年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

5番委員（横山 員伸 委員）：

横山 員伸 

署名委員

6番委員（西田 浩二 委員）：

西田 浩二 